

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

私は、年金事務所から、A社における厚生年金保険の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、被保険者期間に1日の空白があることが分かった。

私は、平成7年2月28日まで同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成7年2月28日であることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る離職日は平成7年2月28日であることが確認でき、当時の元事業主や複数の元同僚の供述から、申立人は、同日まで当該事業所に勤務していたと認められる上、申立期間の厚生年金保険料の給与からの控除については、当該事業所の元同僚の支給明細書において、平成7年2月分の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていることから、申立人も同様に、申立期間の厚生年金保険料が控除されたものと推認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚

生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に、同社における資格取得日に係る記録を45年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月1日から同年2月1日まで  
② 昭和45年1月21日から同年2月1日まで

私は、年金事務所から、A社における厚生年金保険の記録回復が行われた者の同僚としてお知らせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、被保険者期間に2か月の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①はA社からC社に出向する直前の期間であり、申立期間②はC社からA社に戻ってきた直後の期間に当たり、私は途切れることなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社D支店からの回答及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社からC社に出向、同社からA社に復職）、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社D支店は、「申立人と同時期に、A社からC社へ出向し、同社からA社に復職した元同僚と同様に、申立人の申立期間①及び②の給与の支

払及び社会保険料の控除は、A社で行っていたものとする。」と回答していることから、申立人は昭和44年2月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後の45年1月21日に同社で被保険者資格を再取得したものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る被保険者原票の昭和43年12月の記録から4万5,000円、申立期間②の標準報酬月額については、45年2月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和44年1月1日となっており、また、申立期間②については、資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日の45年2月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、同社が44年1月1日を資格喪失日、45年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から54年11月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から54年11月まで

私は、申立期間当時、従兄に勧められてA市役所で付加保険料を納付したので、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金の付加保険料を納付するには、市区町村役場において納付の申出を行う必要があるところ、申立人が、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付したとするその妻は、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、付加保険料の納付の申出を行うとともに、申立期間の一部を含む昭和48年8月から53年10月までの付加保険料を納付していることが確認できる。なお、妻は、申立期間のうち53年11月から54年11月までの期間は厚生年金保険の被保険者となっている。

しかしながら、申立人については、昭和53年2月1日に国民年金被保険者資格を取得後、申立期間の国民年金保険料（定額保険料）を納付していることが確認できるものの、付加保険料の納付の申出を行った形跡、及び付加保険料を納付した形跡が確認できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 871

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月20日から38年8月1日まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中も途切れることなく勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人が昭和29年6月20日に退職した旨の記載が確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立事業所における被保険者期間はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所は、昭和41年7月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況が不明である。

さらに、前述の被保険者名簿に記載されている申立期間当時の複数の元同僚から聴取した結果、申立事業所では、申立期間当時、一部の従業員をその勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。